

第二 財産分与の法的性質

一 財産分与請求権

夫婦が、離婚するさいには、その一方は他方に対して財産的な給付を請求することができる。その根拠は、民法七六八条一項であり、「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。」とされている。この制度を一般に財産分与制度といい、その請求権を財産分与請求権と称している。この規定は、民法七七一一条により、裁判上の離婚（民七七〇）に準用され、同法七四九条により、婚姻の取消（同七四三以下）にも準用されている。また、審判離婚（家事二八四）、調停離婚（同二四四）にも準用されている。このように法律上、有効な婚姻の解消にさいして、夫あるいは妻は、相手方に対して財産の分与を請求することができるのである。

法律上、有効な婚姻とはいえない内縁関係（実質的には正式の夫婦とかわらないが、婚姻の届出を欠くために法律上は婚姻とはいえない関係をいう。）の解消のさいにも同じような問題がある。詳細はのちに述べるが、結論としては、判例法上、財産分与制度の類推適用が認められている。

財産分与請求権を定める民法七六八条の規定の文言は、やや簡潔にして抽象的な表現をとっているところから、この権利の法的性質がどのようなものか、について学説はさまざまであり、判例もまたかならずしも確立されたものがあるとはいえない状況にある。

一般に、離婚のさいの財産的な給付については、つぎのような三つの側面がある、といわれている。

○清算と扶養

る。それは、①夫婦財産の実質的な清算あるいは潜在的な持分の取戻し、②離婚後の扶養、③離婚による損害の賠償あるいは制裁である。学説は、この三つの性質の関連をどのように考えるか、ということをめぐる対立しているのである。

二 清算と扶養

通説は、財産分与請求権の法的性質は、夫婦財産の清算という性質と、離婚後の扶養という性質のふたつを含むというのである（中川善之助「新訂親族法」二九二頁）。

1 清算としての財産分与

（清算としての財産分与）
わが国においては、夫婦財産契約がなされないのが一般であるために、夫婦財産制はいわゆる別産制（民七六二）となるのが普通である。ここでは、婚姻中に自己の名でえた財産は、その者の固有財産として蓄積される。通常は、夫の名義でえられるので、夫の財産とされている。しかし、夫婦共同生活は分業によつて営まれ、夫は社会において労働の対価（報酬）をえて家庭生活の資金を提供し、妻は家庭内において家事の処理、育児教育の任にあつており、あわせてひとつの家庭を維持し、その経済的基盤を確立している。このことに注目するときには、夫婦のそれぞれの名義で取得、蓄積された財産は、実質的にみれば「夫婦の共有」と考えることが公平である。そこで、離婚のさいには夫婦財産の取得、蓄積について妻の協力貢献（内助の功）を評価して、夫婦財産の実質的清算あるいは潜在的持分の取戻しがされなければならない。

このように、財産分与の制度は、夫婦のあいだの経済問題について信義公平の原則にしたがつて

財産的な調整をはかろうとするものである。これは、一般に経済的に優位にある夫が、劣位にある妻に対する離婚のさいの道義的な恩恵ではなく、夫婦財産の清算により夫と妻の公平をはかろうとして、民法が各配偶者に認めた権利である。

2 離婚後扶養としての財産分与

(離婚後扶養としての財産分与)

清算としての財産分与請求権は、清算すべき財産のない人たち、つまり夫婦財産を持たない人たちにとっては餘にかいた餅にすぎない。その妻が離婚したいと願っても、離婚後の生活はきわめて不安定なものであり、泣き寝入りせざるをえない。また、もともと婚姻は、終生、苦楽をわかちあつてともに生活していくことを目的とする。夫あるいは妻は、夫婦財産を将来の生活を保障するものとして考えている。だからこそ、妻は、夫との家庭生活を守るために時間とエネルギーをついやし、彼女自身の固有財産の蓄積や、格別の技能を身につける機会をなけうっているのである。ところが、離婚により将来にわたる相互的な扶養の可能性は失われ、妻は、みずからの責任で生活していかなければならない、苦しい立場に追いこまれることになる。このような妻の経済的な不安をとりのぞくことが、夫と妻の双方に平等な離婚自由への道を開くことになるのである。このために離婚後扶養としての財産分与が認められているのである。

家制度の廃止にともない実家の親族扶養(私的な扶養)能力は失われ、公的扶助も十分とはいえない現在、国の社会保障が完備するまでの暫定的措置として、夫婦の一方に対して「婚姻の余後効」として一定期間、一定の範囲において扶養義務を認めなければならない。夫は、妻が婚姻のために減退した生業能力を回復するまで、扶養すべき義務がある。妻は、夫に対して、右のような扶

養を求める権利がある。

しかしながら、妻が、離婚後の生活に十分な清算による財産的給付をうけたときには、離婚後扶養の請求は認められない。

三 財産分与と慰謝料

○財産分与と慰謝料

財産分与と慰謝料の関係は、損害賠償（慰謝料）としての財産分与を認めるかどうか、が論争の中心である。

損害賠償あるいは制裁としての財産分与を認める考えは、つぎのとおりである。婚姻は、愛情に基づく結合であり、理性的な結合だけでなく、倫理的、情緒的な結合でもある。婚姻の一方が、婚姻の本質に反する行動をしたために、離婚するに至った場合、他方がえる財産分与に、損害賠償的要素ないし社会的、法律的制裁の要素が付いていることは、国民感情からも婚姻の本質という理論上からも、否定できないことである、と主張される。

実際、前述のように、財産分与が法文化されていなかった戦前に、大審院は、夫婦の一方の有責行為により離婚にいたったときには、他方は、不法行為（民七〇九・七一〇）にもとづき損害賠償としての慰謝料を請求できる、という判例法を形成していたのである。ところが、新法のもとでは、新たに財産分与制度を定めた民法七六八条がもうけられたことから、財産分与には慰謝料的な性質を含むのかどうか、が疑問点として生じてきた。別言すると、財産分与請求権と慰謝料請求権は異なる権利や否や、という問題である。

この点については、以下の三説がある。

離婚給付

財産分与の法的性質

① 包括説（川島武宜「離婚慰謝料と財産分与との関係」我妻先生還暦記念・損害賠償責任の研究上（二五九頁以下））この説は、財産分与のなかには、離婚慰謝料も含まれている、と主張する。

これまで離婚給付として認められていた慰謝料という型の法的保護は、離婚そのものにより発生した不利益の救済という新しいタイプの法的保護（財産分与）に移行し、統一される。なぜならば、財産分与の制度が欠けていた旧法のもとでは、不法行為による損害賠償としての慰謝料という法技術の借用が必要であったが、民法七六八条が定められた新法のもとでは不必要である、と考えるのである。

② 限定説（中川淳「財産分与制度の性質」中川善之助教授還暦記念・家族法大系Ⅲ離婚三〇頁以下）この説は、財産分与請求権と損害賠償（慰謝料）請求権とは、まったく別個の権利であり、財産分与の額を決めるときに慰謝料を参酌すべきではない、と主張する。

不法行為を定める民法七〇九条は、一般的、抽象的な文辞により規定されており、離婚による損害もそれにより救済できる場合には、不法行為にもとづく慰謝料を請求できる。また、財産分与請求権と損害賠償としての慰謝料請求権とは、実体法上も、手続法上も別異のものである。すなわち、実体法上は、損害賠償（慰謝料）請求権には三年の短期消滅時効（民七二四）が適用されるのに対して、財産分与請求権には二年の除斥期間（同七六八Ⅱ但書）が適用される。手続法上は、慰謝料の請求は、訴訟事件として通常裁判所（地方裁判所）に申し立てるのに対して、財産分与の請求は、審判事件（非訟事件）として家庭裁判所に申し立てることを要するが、離婚の請求と併合して（人訴一七）慰謝料の請求がされたとき、申立

があれば、裁判所は離婚判決とともに財産分与を命ずることができる(同三二)。しかし、通常裁判所に慰謝料請求だけが申し立てられ、家庭裁判所には財産分与の請求が申し立てられたときには、併合審理の道はないのである。

したがって、離婚による慰謝料請求権と財産分与請求権とは、本質的に別個の権利であるので、財産分与の額の決定にさいして、慰謝料を考慮すべきではない、とし、後述する折衷説は、ひとつの自己矛盾である、と論難するのである。

③ 折衷説(中川善之助監修「註解親族法」(島津一郎)一二五頁、中川善之助「新訂親族法」二九二頁、島津一郎「注釈民法(2)」二〇六頁。) この説は、財産分与請求権と慰謝料請求権とは別の権利であるが、財産分与額の決定にさいしては、損害賠償としての慰謝料も考慮することができる、と主張する。

前述した②限定説と基本的な考え方において、同一であるので、この説も含めて限定説と呼ぶこともある。②の説を厳格な限定説とすれば、③の説は、折衷的な限定説といえるだろう。

財産分与請求権と慰謝料請求権とは、別の権利であるから、右の二つの請求を同時にすることもできるし、財産分与を請求してから、慰謝料を請求することもでき、その逆もできるのである。そして、この説は、実際的にみると、さきに支払われた慰謝料は、のちの財産分与額の決定にあたり参酌されるだろうし、また、まさに財産分与がなされたことは、のちの慰謝料の算定に影響するであろうことを肯定する。理論的にいうと、民法七六八条三項が「家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせ

るべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」と規定しているところ、不法行為に基づく慰謝料は、「一切の事情」のひとつの要素として、附随的に考慮に入れることはできる、と解釈する。

四 判例の立場

○判例の立場
下級審の判決、審判例は、包括説、限定説あるいは折衷説にたつものがそれぞれあって帰一するところをしない。つまり、第一審である地方裁判所（平成一六年四月一日人訴移管の前に係属した事件について）や家庭裁判所の実務において、現在のところ、財産分与と慰謝料の關係について確立した統一的な取り扱いを望むことは難しい状況にある、ということである。

この点については、最高裁判所の判例が三つある。以下に、まず判旨を掲げ、次に解説をくわえることにする。

①最高裁判決 昭和三二年二月二日（最民一〇・二・二二四）

△判旨▽

「離婚の場合における慰謝料請求権は、相手方の有責不法な行為によって離婚するの止むなきに至ったことにつき、相手方に対して損害賠償を請求することを目的とするものであるから、財産分与請求権とはその本質を異にすると共に、必ずしも所論のように身体、自由、名誉を害せられた場合のみに慰謝料を請求し得るものと限局して解釈しなければならないものではない。されば、権利者は両請求権のいずれかを選択して行使することもできると解すべきである。ただ両請求権は互に密接な關係にあり財産分与の額及び方法を定めるには慰謝料支払義務の発生原因たる事情も当然に斟酌されるべきものであることは言うまでもない。ところで、これを本件について見ると、被上告人は本訴において慰謝料のみの支払を求めているのであって、すでに財産分与を得たわけでは

〔二〇〇の二二〕 財産分与審判及び請求すべき按分割合に関する処分申立却下に対する抗告

事件、同附帯抗告事件（大阪高決平二・九・四 家月六二・一〇・五四）

〔原告人・附帯抗告相手方（原審申立人） A（妻）

〔相手方・附帯抗告人（原審相手方） B（夫）

事案の概要

婚姻期間約三五年（うち一四四年間は別居して交流なし）、妻は専業主婦である夫婦において、離婚判決確定後の財産分与などの申立てがあつた事案において、清算的財産分与対象である夫の退職金及び同人名義の預金の合計額の二分の一を財産分与することが相当であるとして、四九七万五八三六円を命じ、これから当事者の一方が自発的に又は合意に基づき婚姻費用の分担として他方配偶者に送金している場合、その額が当事者双方の収入や生活状況にかんがみて著しく相当性を欠くものでない限り、送金額のうちいわゆる標準算定方式に基づいて算出した額を上回る部分を財産分与の前渡しとして評価することは相当ではないと判断した事例

妻の請求額

財産分与として五〇六万円及び年金分割の按分割合〇・五

裁判所の認容額

（主文）

一 本件抗告に基づき、原審判を次のとおり変更する。

- (1) 相手方は、抗告人に対し、四九七万五八三六円を支払え。
 - (2) 抗告人と相手方との間の原審判別紙一及び同二記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合をいずれも〇・五と定める。
- 二 本件附帯抗告を棄却する。
 - 三 抗告費用は抗告人の、附帯抗告費用は相手方の各負担とする。

(抗告及び附帯抗告の趣旨など)

第一 本件抗告及び本件附帯抗告それぞれの趣旨及び理由

一 本件抗告

抗告人は、原審が、平成二二年四月一七日、平成二〇年(家)第二三〇七号事件(以下「第一事件」という。)につき、相手方に対し、抗告人に対する財産分与として五二万円を支払を命じ、同第一四六七号事件(以下「第三事件」という。)につき、抗告人と相手方との間の原審判別紙二記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を〇・五と定めることを求めた申立てを却下する審判をしたのに対して抗告し、①原審判中第一事件に関する部分を取り消し、相手方に対して五〇六万円の支払を命じ、②第三事件に関する部分を取り消し、抗告人と相手方との間の原審判別紙二記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を〇・五と定めるとの裁判を求めた。

第一事件についての抗告理由の要旨は、原審判が、相手方が抗告人に対して財産分与として支払うべき五〇六万円から、実際に支払った婚姻費用のうち標準的な額(月額二〇万円、年額二四〇万円)を上回る額が四五四万円余りになるとして、これを事後的扶養とい

離婚給付

財産分与(一〇〇六一)

うべき財産分与の前渡しとして控除したが、①扶養的財産分与は、清算的財産分与や慰謝料だけでは離婚後の生活保障として不十分であるような要扶養状態にある場合に、扶養能力ある扶養義務者に対して支払わせるものであり、清算的財産分与から控除するのは扶養的財産分与の趣旨に反する、②平成六年×月の別居後に相手方が支払った婚姻費用は、相手方がその都度相当額を判断してきたもので、家賃だけみても変動しているように、婚姻費用算定の条件はそのときで異なるから、平成一七年×月の調停合意の存在をもって、過去に遡って婚姻費用が過大であったなどと判断するのは本末転倒である、というものである。

第三事件についての抗告理由の要旨は、別居していても、夫婦が共同して保険料を負担していることを基本認識とする年金分割の制度趣旨に加えて、平成二〇年×月以降は第三号被保険者期間は自動的に二分の一に分割されるから、これと異なる解釈が採用されるべきではない、というものである。

二 本件附帯抗告

相手方は、原審が、平成二二年四月一七日、第一事件につき、相手方に対し、原告人に対する財産分与として五二万円の支払を命じ、平成二〇年（家）第一三〇八号事件（以下「第二事件」という。）につき、原告人と相手方との間の原審判別紙一記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を〇・五と定める審判をしたのに対して抗告し、これらをいずれも取り消し、原告人の各申立てをいずれも却下するとの裁判を求めた。

第一事件についての附帯抗告の理由の要旨は、①財産分与においては、夫婦の一方が過

大に負担した過去の婚姻費用の償還を考慮すべきであるところ、二女は高校卒業後進学せず、要扶養状態を脱していたから、平成八年に成年に達する前でも、この点を考慮すべきである、②平成一七年×月に調停合意した以降の婚姻費用の相当額も、客観的にみて相当な額であるか否かを判断すべきであり、相手方が原告人に対して分与すべき財産はない、③原告人は過大な婚姻費用の支払を受けてきたから十分な財産を形成しているはずである上、扶養すべき者もないから要扶養状態にあるとはいえず、他方、相手方は再婚した妻を扶養しなければならぬ上、老母とも同居しているから、原告人を扶養する能力はない、というものである。

第二事件についての附帯原告の理由の要旨は、①原告人は相手方と同居中も宗教活動に専念して相手方との家庭生活を顧みることがなく、相手方には筆舌に尽くし難い心労があり、精神的にも物質的にも原告人は相手方の保険料納付に寄与したとはいえない、②年金分割では個別具体的な事情を考慮した清算的要素が重視されているので、過剰な婚姻費用を取得し続けた原告人は、保険料納付に寄与したどころか、経済的な障害でさえあった、というものである。

裁判所の認定した事実
関係

第二 当裁判所の判断

一 事実関係

次のとおり付加訂正するほかは、原審判（二頁四行目から四頁三行目）のとおりであるから、これを引用する。

離婚給付

財産分与（一〇〇〇二二）

- (1) 二頁一行目の「婚姻費用分担」を「婚姻費用分担」に改め、同頁一四行目の「調停」の次に「(以下「婚姻費用分担調停」という。)」を加える。
- (2) 二頁一六行目の「年金分割」の次に「(原審判別紙二記載の情報に係るもの。)」を、同頁一九行目の「年金分割」の次に「(原審判別紙二記載の情報に係るもの。)」をそれぞれ加える。
- (3) 三頁七行目の「一〇三〇万三七〇〇円」の次に「ただし、税引き後の額は一〇三万七二〇〇円」を加える。
- (4) 三頁一行目の「平成六年×月からは」の次に「賃貸住宅である」を加える。
- (5) 三頁三行目の「三月まで」の次に「、以下、平成一〇年度まで同じ。」を加え、「二五二万七九一〇円」を「二五二万六三九二円」に、「二四六万七九三三円」を「二四六万七〇三三円」に、同頁一四行目の「二五五万三二一四円」を「二五五万三八一四円」に、同頁一六行目の「一八〇万七三五八円」を「二〇三〇万〇一〇四円」にそれぞれ改め、「平成二年」の次に「(同年一月から二月まで、以下、同じ。)」を、同頁一九行目から二〇行目にかけて「二四〇万円」の次に「、平成二〇年×月には二〇万円」を、「送金していた」の次に「(平成六年×月から平成二〇年×月までの送金額の総計は三九一九万九八八〇円となり、平成一七年×月分以降は、婚姻費用分担調停に基づいて、月額二〇万円の割合による送金がなされた。なお、相手方の給与明細が提出された平成一一年×月までの相手方の送金額は、賞与を除く給与の手取額の二分の一をやや下回る額であった。)」をそれぞれ加える。
- (6) 三頁二行目の「葬儀や」を「葬儀の連絡をせず、また、相手方は」に改める。
- (7) 四頁二行目末尾を改行の上、「相手方の給与収入は、平成六年度(同年四月から翌年三月まで、以下、平成一〇年度まで同じ。)」が七二八万七九一〇円、平成七年度が九七九万〇六一三円、平成八年度が一〇〇四万七一一〇円、平成九年度が一四三万〇七一八円、平成一〇年度が一三三万八八三九円、平成一一年(同年四月から二月まで)が九二六万二八九七円、平成一二年(同年一月から二月まで、以下、同じ)が一〇八六九九九二九円、平成一三年が一〇八〇万〇二〇〇円、平成一四年が一〇七万四一一三円、平成一五年が一一一八万〇八一三円、平成一六年が一〇三万三〇九四円、平成一七年が一〇六万五二二五円、平成一八年が一〇七三万四一〇三円、平成一九年が一〇九九万四三五〇円であった。」を加える。

二 以上認定の事実を前提に、本件財産分与の申立て（第一事件）について検討する。

(1) 財産分与の対象となるのは、同居中に形成された夫婦財産に限られるところ、抗告人と相手方は、相手方が平成六年×月に自宅を出て実家で生活をするようになり、以来、離婚判決が確定するまでの約一四年間別居し、ほとんど交流することなく生活していたことにかんがみると、財産分与の対象となる財産は、相手方が婚姻後に就職して平成六年×月×日に退職した□□から支給された退職金受領額一〇一三万七一〇〇円及び〇〇銀行〇〇支店の相手方名義の普通預金の同年×月×日付け残高一八万五四二七円の合計一〇三万二五二七円である。

(2) そして、抗告人が昭和五九年×月ころから宗教活動に多くの時間を割くようになったものの、平成六年×月までの間、長女及び二女を養育し、それなりに家事をこなしていたことが認められるから、上記(1)の財産の形成についての抗告人の寄与は、二分の一と認められる。

(3) 相手方は、抗告人に対して送金した婚姻費用のうち、抗告人にも貸金センスに基づく相応の稼働能力を推計した上で算定される標準的な婚姻費用の額を超える分は、財産分与の前渡しと評価すべきであると主張するので、この点について検討する。

相手方は、平成六年×月から平成二〇年×月までの一三年一〇か月（一六六か月）の婚姻費用として合計三九一九万九八〇円を送金し、このうち、平成一七年×月から平成二〇年×月までの二八か月は月額二〇万円の割合により送金（二〇万円×二八か月＝五六〇万円）しているから、平成六年×月から平成一七年×月までの一三八か月に合計三三三万九千九百八十八円を送金したことになり、これを月平均すると、二四万三四七七円（円未満切捨て）となり、この額は、賞与を除く給与の月額手取額の二分の一をやや下回る額に相当する。

ところで、別居中の夫婦の婚姻費用分担については、その資産、収入その他一切の事情を考慮して定められるものであり（民法七六〇条）、当事者が婚姻費用の分担額に関する処分を求める申立てをした場合（家事審判法九条一項乙類三号）には、調停による合意をするか、審判をすることになる（同法二六条一項）。したがって、当事者が自発的に、あるいは合意に基づいて婚姻費用分担をしている場合に、その額が当事者双方の収入や生活状況にかんがみて、著しく相当性を欠くような場合であれば格別、そうでない場合に

あるような例外的な事情がある場合に限られるのであって、抗告人が宗教活動に熱心であった、あるいは、長期間別居しているからといって、上記の特別の事情に当たるとは認められない。したがって、第二事件についての相手方の抗告理由①は理由がない。

(2) 相手方の抗告理由②については、前記二(3)のとおり、相手方が抗告人に送金した婚姻費用が過大であったとはいえないから、理由がない。

四 結論

よって、本件抗告は上記説示の限度で理由があるから第一事件及び第三事件について家事審判規則一九条二項により原審判を変更することとし、本件附帯抗告は理由がないから棄却することとし、主文のとおり決定する。

〔参考〕原審判決 奈良家審平二一・四・一七家月六二・一〇・六一

(主文)

- 一 相手方は、申立人に対し、五二万円を支払え。
- 二 申立人と相手方との間の別紙一記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を〇・五と定める。
- 三 申立人の第一四六七号事件申立てを却下する。

(事実及び理由)

第一 申立て

(第一三〇七号事件)

相手方は、申立人に対し、三〇〇〇万円を支払え。

(第一三〇八号事件及び第一四六七号事件)

申立人と相手方との間の別紙一、二記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合をいずれも〇・五と定める。

第二 判断

一 本件記録によれば、次の事実が認められる。

離婚給付

財産分与 (一〇〇六一)

四三〇ノ二四ノ一九三

- (1) 申立人と相手方は、昭和四七年×月×日に婚姻し、昭和四八年×月×日に長女、昭和五一年×月×日に二女をもうけたが、平成一九年×月×日に当庁において申立人と相手方とを離婚する旨の判決が言い渡され、申立人はこれに控訴したが同年×月×日に大阪高等裁判所において控訴棄却の判決が言い渡され、平成二〇年×月×日に最高裁判所において上告棄却の判決が言い渡され、離婚判決が確定した。
- (2) 申立人は、平成一七年に相手方に対して婚姻費用分担拍を求める調停を神戸家庭裁判所へ申し立て、平成一八年×月×日に、平成一七年×月から平成一八年×月までの不足分一四万円と同年×月以降は月額二〇万円を支払うことを合意する調停が成立した。平成二〇年×月×日に申立人は、当庁へ財産分与(当庁平成二〇年(家イ)第××号)、慰謝料(当庁平成二〇年(家イ)第××号)、年金分割(平成二〇年(家イ)第××号)を求める調停を申し立て、併せて調停期日がもたれたが、同年×月×日にいずれも調停不成立となり、財産分与(平成二〇年(家)第一三〇七号)及び年金分割(同第二三〇八号)は審判移行し、年金分割につき同第一四六七号事件が追加申立された。申立人と相手方との間の離婚時年金分割制度に係る第一号改定者及び第二号改定者の別、対象期間及び按分割合の範囲は、別紙一、二のとおりである。
- (3) 申立人は、相手方との婚姻後専業主婦であったが、昭和五六年ころ以降は宗教活動にのめり込むようになり、昭和五九年×月には洗礼を受け、同年×月ころからは年間一〇〇〇時間以上の伝道活動をするようになっていた。相手方との同居中、申立人は相手方の朝食昼食を準備し夕食の支度をしてから聖書の勉強会に行くなどして、家事はしていたが、申立人の宗教活動につき相手方と申立人はしばしば話し合い、口論をするようになっていた。申立人は別居後の平成一〇年×月からは〇〇により通院するようになり、平成一三年にはめまい等を訴えて約一週間入院し、平成一七年×月には上記のほか〇〇、〇〇との診断を受けている。
- (4) 相手方は、昭和四九年×月から□□に勤務していたが、平成六年×月×日に退職し、退職金として一〇三〇万三七〇〇円の支払いを受けた。同年×月からは△△へ勤務することになり、現在に至っている。相手方は、申立人の宗教活動をめぐって家庭内で対立するようになると、昭和五九年×月ころからは自宅にこもるようになり、平成六年×月からは自宅に申立人と長女二女を残して実家で生活するようになった。しかし、別居後も年間合計で、平成六年度(同年四月から翌年三月まで)には二五二万七九一〇円、平成

七年度には二四六万七九三三円、平成八年度には二五五万三一一四円、平成九年度には二九一万八六七〇円、平成一〇年度には二九三万八一五〇円、平成一一年(同年四月から二月まで)は一八〇万七三三五八円、平成一二年には二九八万四一一二円、平成一三年には二九七万五〇二六円、平成一四年には三〇三万九九六九円、平成一五年には三〇八万三九三二円、平成一六年には三五三万七七四三円、平成一七年には二八一万四九三六円、平成一八年には二四六万円、平成一九年には二四〇万円を送金していた。これら送金など事務手続上のやりとりはあったものの、別居後申立人と相手方は各々の親族の葬儀や長女の結婚式に参加することなく、平成一八年×月に申し立てた離婚調停で顔を合わせるまで一二年ほどは直接会うことはなかった。前記(1)のとおり申立人と離婚した後、相手方は平成二〇年×月×日に〇〇国籍の女性と再婚した。

(5) 平成六年×月×日時点において、〇〇銀行〇〇支店には相手方名義の普通預金口座(口座番号×××)の残高は一八万五四二七円であったが、この口座に相手方からの前記(4)の送金がされており、同口座は申立人において管理していたものである。

(1) 申立人と相手方が別居した平成六年×月当時、兩名の財産として存していたと認められるのは、前記一(4)(5)から、相手方の取得した退職金一〇三〇万三七〇〇円と銀行預金一八万五四二七円である。

申立人は、相手方が平成六年から平成一一年までに賞与として計一六七万二八二三元を受領しており、その後も同程度を受領していたから平成一九年分までを合計すると四二九万四二二四九円に上り、これも分与対象財産であると主張する。しかしながら、別居後兩名は前記一(4)のとおり、多少の事務的やりとりがあったほかはほとんど没交渉だったのであり、別居後の相手方の収入に申立人の寄与があったものとみることはできず、上記額が分与対象財産であるとはいえない。

(2) 前記一(3)(4)のとおり、平成六年×月に相手方が実家で生活するようになるまで、申立人と相手方は同居して、申立人は家事をして長女二女を養育し、円満とはいえないものの共同生活を送っていたのであり、相手方の資産形成につき申立人の寄与がないということはできない。申立人が宗教活動に熱心であったことは上記のとおりであるけれども、上記別居時において長女は二二歳、二女は一八歳であり、それまでの養育はかなりの労力を要するものであったといえる。そうすると、分与対象財産に対する寄与は原則どお

り二分の一とみるべきである。

前記(1)の分与対象財産のうち、退職金は相手方が、銀行預金は申立人が所持しているものであるから、相手方は以下のとおり財産分与として五〇六万円程度を申立人に支払うべきこととなるようにも思われ
る。

$$10,303,700 + 185,427 = 10,489,127$$

$$10,489,127 \div 2 = 5,244,563$$

$$5,244,563 - 185,427 = 5,059,136$$

- (3) 相手方は、申立人に対して、別居後過大な婚姻費用を送金してきており、財産分与の前渡しとみるべきであると主張する。たしかに、平成六年の別居時、長女は既に成人していたけれども、相手方の収入も平成八年以降は一〇〇万円を超えていたのであり、相応の婚姻費用を分担すべき義務があったものである。申立人は、相手方との婚姻後別居までの間は無職だったのであり、別居後当然に賃金センサスの平均賃金相当の稼働能力があったとみることができず、申立人の収入が〇であったとして、標準算定方式により相手方が支払うべきであった婚姻費用を検討する。別居後二女が成人に達する平成八年までは相手方の収入も七二八万円、九七九万円、一〇〇四万円程度であり、表一二によると月額一四一六万円、一八二〇万円を支払う必要があった。平成九年以降は相手方の収入も一一〇〇万円を超えていたので表一〇によると月額一六一八万円、年額でも二一六万円程度を支払う必要があったところ、前記(2)のとおり平成一七年×月以降は月額二〇万円の婚姻費用分担を合意している。しかしながら、相手方は上記のとおり月額二〇万円、年額二四〇万円程度を支払う必要があったのに対して、前記(4)のとおりこれを上回る婚姻費用を分担してきたのであり、その超過額は(平成八年までは二女が未成年であるから算入せず、平成一年の不足分は控除し、平成一七年×月以降は調停での合意に従っての履行であるから算入しないとしても)計四五四万円余に及ぶ。これは、事後的扶養というべき財産分与の前渡しの意味を有しているとみることができ。
- (4) 以上の事情を考慮すると、相手方から申立人に対して、現時点において分与すべき財産は、以下のとおり五二万円ということになる。

5,060,000 - 4,540,000 = 520,000

三(1) 年金分割の対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、互いの協力によりそれぞれの老後等のための所得保障を同等に形成していくという意味合いを有しているものと考えられるから、特別の事情がない限り、互いに同等と見るのを原則と考えるべきである。

(2) 別紙一の情報通知書にかかる保険料納付期間は、相手方が平成六年×月×日までの□□に勤務していたものであり、この間申立人と相手方は一応同居して生活していたのであるから、その年金分割の割合は前記(1)のとおり〇・五とするのが相当である。

(3) しかしながら、別紙二の情報通知書にかかる期間は、平成六年×月×日以降の相手方が△△へ勤務していた間に保険料が納付されているのであって、この間申立人と相手方は前記二(1)のとおり既に没交渉で、共同生活が再開されることは期待できない状態であり、しかも申立人は相手方から前記二(3)のとおり収入に照らしてもやや多めの婚姻費用分担額を受領していたのである。この間、被保険者たる相手方が負担した保険料につき、申立人が保険料を共同して負担したものであるとみることはできず、前記(1)にいう特別の事情があるといえることができる。

(4) 以上のとおり、別紙一の情報通知書にかかる年金分割の割合は〇・五とするのが相当であり、別紙二の情報通知書にかかる年金分割の申立てを認めるのは相当でない。

四 よって、主文のとおり、審判する。

妻が家事専従の場合につき、清算としての財産分与を認めたものとしては、以上の「八一」ないし「二〇〇二」のほか前掲第一「慰謝料」二「暴行虐待等を原因とする離婚」のうちの「二六」がある。